

米子市公共下水道施設
地域連携方式包括的民間委託導入支援業務
簡易公募型プロポーザル実施要領

米子市下水道部施設課

1 業務概要

(1) 業務名

米子市公共下水道施設地域連携方式包括的民間委託導入支援業務

(2) 業務の目的

米子市では、過年度に実施した米子市下水道施設等包括的民間委託導入可能性調査業務（以下「過年度業務」という。）の成果より、地域企業の下水道事業への主体的な参画等を目的とした、「地域連携方式による包括的民間委託」（以下「地域連携包括委託」という。）を導入する方針としている。

本業務は、本市における最適な地域連携手法の検討を行い、市が企業への事業説明及び意見交換等を目的に開催する「公民連携プラットフォーム」の運営支援を行うとともに、民間事業者からの意見を反映した公告資料の作成を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙米子市公共下水道施設地域連携方式包括的民間委託導入支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 業務処理期間

(1) の業務（以下「委託業務」という。）に係る契約の締結日の翌日から令和4年7月29日まで

(5) 提案上限額

27,654,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

2 参加資格

委託業務について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和2年度米子市建設工事入札参加資格者名簿（建設コンサルタントに限る。）に登録されていること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 平成26年4月1日以降に、元請負人として履行した公共事業（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人が発注するものを含む。）のうち、下水道の処理場施設について、地元企業を活用した包括的民間委託導入の支援に関する業務を受注した実績があること。

(4) 次のアからウまでに掲げる技術者であって、それぞれ当該アからウまでに掲げる要件に該当するものを、委託業務において配置することができること。

ア 管理技術者

① 技術士（上下水道部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場施設について、地元企業を活用した包括的民間委託の導入支援に関する業務を完了した実績を有すること。

イ 照査技術者

① 技術士（総合技術監理部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場施設について、地元企業を活用した包括的民間委託の導入支援に関する業務を完了した実績を有すること。

ウ 担当技術者

担当技術者を1人以上配置すること。

① 技術士（上下水道部門（下水道））の登録を受けていること。

② 平成26年4月1日以降に発注された、下水道の処理場施設について、包括的民間委託の導入支援に関する業務を完了した実績を有すること。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(6) 米子市が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

3 参加申込み及び選考

(1) スケジュール

日程	内容
令和3年3月25日（木）	公告[募集開始]
令和3年4月2日（金）	参加申込書提出期限
令和3年5月10日（月）	技術提案書等提出期限
令和3年6月11日（金）	優先交渉権者及び次点者の決定
令和3年6月25日（金）	見積徴取及び仕様調整
令和3年7月1日（木）	契約締結 [※予定]

(2) 参加申込書の提出

ア 提出期限 令和3年4月2日（金）午後5時まで

イ 提出部数 原本1部 写し1部

ウ 提出場所 鳥取県米子市下水道部施設課施設維持担当

エ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

オ 提出書類 参加申込書（様式1）

(3) 技術提案書等の提出

ア 提出期限 令和3年5月10日（月）午後5時まで

イ 提出部数 原本1部 写し11部 CD-R1枚

ウ 提出場所 鳥取県米子市下水道部施設課施設維持担当

エ 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り、受け付ける。

オ 提出書類 別表に掲げる書類

カ 提案内容 仕様書に基づき、次に掲げる事項について提案を行うこと。

キ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル業務技術提案書（様式7）

(イ) 技術提案書

仕様書に基づき、次に掲げる事項について提案を行うこと。

- ① 委託業務内容の把握と着眼点
- ② 委託業務実施方針について
 - ・委託業務方針
 - ・実施体制の選定理由
 - ・審査及び照査の方針
 - ・成果物の編集方法
- ③ 業務提案とその解説
 - ・米子市の地勢及び地域課題を十分に理解した上で提案すること。
 - ・委託業務の趣旨を十分に理解した上で、計画全体の方針を定めること。
- ④ 工程計画及び動員計画
 - 適切な工程管理及び品質を確保するため、委託業務における動員計画、内容取りまとめにおける手順及び想定する項目について提案すること。
- ⑤ その他追加提案等
 - その他の追加提案があれば記述すること。

(ウ) 参考見積書

ク 特記事項

- ① 技術提案書等の提出時に、追加資料の提出を求められることがある。なお、当該追加資料の提出期限は、米子市の指定した日とする。
- ② 提出された書類は、提出期限までの間、改変することができる。この場合においては、当該書類を一旦持ち帰り、改めて、改変後の書類を提出期限までに提出しなければならない。
- ③ 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、組織変更等があった場合における委託業務の処理体制の変更については、この限りでない。
- ④ 技術提案書等の内容は、提案者が責任を持って履行することができる内容としなければならない。
- ⑤ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載するものとする。この場合において、当該事項に係る経費は、参考見積額に含めなければならない。
- ⑥ 技術提案書等の作成に必要な資料として、下記の図書について閲覧を行うことができる。
 - ・米子市公共下水道事業計画変更認可申請書（第21回変更）
 - ・米子市下水道ポンプ場・終末処理場地震対策策定業務報告書
 - ・処理場及びポンプ場基礎調査資料
 - ・米子市長寿命化計画（米子市青木内浜幹線）
 - ・公共下水道不明水調査業務委託報告書（各業務）
 - ・農業集落排水処理施設の統廃合計画（案）
 - ・米子市下水道台帳管理システム構築業務委託報告書
 - ・米子市下水道施設設備台帳システム構築業務委託報告書
 - ・米子市公共下水道事業ストックマネジメント計画策定業務委託報告書

閲覧期間：プロポーザル手続に係る公告の日から技術提案書等提出期限の前日までの日（休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで

4 質問の受付及び回答

プロポーザル手続に関する質問は、提出書類の作成に関する事項に限り、受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けない。

(1) 質問の受付

ア 受付期限

令和3年4月2日（金）午後5時まで

イ 提出方法

質問書（様式3）を作成し、次の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。また、質問書を送信した場合は、7の問合せ先へ、電話によりその旨を連絡すること。

なお、電子メール以外の方法により提出された質問には、回答しない。

電子メールアドレス shisetsu@city.yonago.lg.jp

(2) 質問への回答

提出された質問への回答を、米子市ホームページにおいて公表する。

公表日 令和3年4月16日（金）

5 プロポーザル手続への参加の辞退

参加申込者は、プロポーザル手続への参加を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。なお、プロポーザル手続への参加を辞退した者は、これを理由として、以後、不利益な取扱いを受けない。

6 審査方法

提出された書類について審査を行い、技術提案書等の内容を基に、米子市の職員で構成するプロポーザル選考委員会において下記の配点基準により採点し、優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、参加申込者が1社の場合は、審査の結果、当該参加申込書に係る技術提案書等の内容が一定の評価点数を超えたときに限り、当該参加申込者を優先交渉権者として選定する。

[配点基準]

評価項目	審査内容	配点
企業の評価	同種業務実績	10点
	米子市業務実績	
配置予定技術者の評価	人員配置	20点
	同種業務実績	
	手持ち業務件数	
提案内容	業務理解度	40点
	業務工程の妥当性	
追加提案	追加提案の内容	10点
見積価格	見積価格の妥当性	20点
合計		100点

7 審査結果の通知

審査の結果については、審査終了後、令和3年6月11日（金）に決定し、参加申込者全員に対し、電子メールにより通知する。

8 契約の締結

(1) 契約締結時期 令和3年7月1日(木) [※予定]

(2) 契約締結の交渉

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の仕様の協議、確認等委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、次点者と当該交渉を行う。

ア 優先交渉権者が、審査後に、2に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 優先交渉権者との間で当該交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が、契約の締結を辞退したとき。

エ アからウまでに掲げる事由以外の事由により、優先交渉権者との間で契約を締結することができなくなったとき。

9 委託業務の範囲

委託業務に係る委託の範囲は、仕様書に定めるとおりとするが、米子市の判断により、契約の締結段階において、その範囲を変更し、又は優先交渉権者が提出した技術提案書等の内容を追加することがある。

10 その他の留意事項

(1) 次に掲げる場合は、プロポーザル手続に参加することができない。

ア 必要書類を提出期限までに提出しない場合

イ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

ウ プロポーザル手続への参加に関して不正の行為又は公正さを欠く行為があった場合

エ 参考見積額が、27,654,000円を超える場合

(2) 技術提案書の作成及び提出並等に係る一切の経費は、参加申込者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。

(3) 業務処理体制書及び配置予定技術者の経歴・実績書に記載した配置予定技術者を変更する場合には、事前に米子市に届け出るものとし、その場合には変更後の技術者が変更前の技術者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類(資格証明書、業務実績テクリス等)を添付すること。

(4) 提出書類の著作権等の取扱いにおいて、提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等において米子市がこの業務に関し必要と認める用途は、技術提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(5) 技術提案書等の内容に関する責任は、参加申込者が負うものとする。

(6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位はSI単位、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 参加申込者は、当該プロポーザルで知り得た情報等について他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(8) 参加申込者が1社の場合でも審査を行い、審査基準に基づき採点した評価項目の合計点数が、配点の10分の6以上の得点を獲得すれば、優先交渉権者とする。

(9) 参加申込者は、審査の経緯及び結果について、異議申立てを行うことはできない。

(10) 米子市は、提出された技術提案書等を、参加申込者に無断で二次的に使用しない。

(11) 令和3年度の支払限度額は、16,654,000円とする。

1 1 問合せ先

米子市 下水道部 施設課 施設維持担当

郵便番号 683-0834

鳥取県米子市内町172番地1

電 話 0859-34-1379

ファクシミリ 0859-34-7522

電子メールアドレス shisetsu@city.yonago.lg.jp

別表

提出書類	様式等	提出部数等
参加申込書 一式	参加申込書(様式1)	(紙媒体) 原本 各1部 写し 各1部
	会社概要(様式2)	
	会社業務実績(様式4-1、4-2)	
	業務処理体制書(様式5) ・配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について記載すること。 ・担当技術者については、代表技術者1人を定めること。	
	配置予定技術者の経歴・実績書(様式6)	
技術提案書 一式	公募型プロポーザル業務・技術提案書(様式7)	(紙媒体) 原本 各1部 写し 各1部
	技術提案書(指定様式なし) ・3(6)オ(イ)①から⑤について記載すること。 ・原則A4判11ページ以内(図面等を含む)。文字サイズは、10.5ポイント以上とする。 ・図面等はA4として適宜挿入すること。 ・技術的提案に添付された図表及び写真については、技術的提案内容を補完するものとし、評価の加点要素とはならない。 ・略語及び専門用語には注釈を付ける等、分かりやすい文章とすること。	
参考見積書	・指定様式なし ・参考見積書(消費税及び地方消費税に相当する額を含む額を記載) ・見積内訳書(参考見積書の内訳)	(電子媒体) CD-R 1枚
その他資料	・指定様式なし ・この実施要領に付随する意見、仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば、提出すること。	

※技術提案書の原本(1部)に、参加申込書一式を綴って提出すること。